

□ 用語集

か | 切土（きりど）

土地を利用しやすくするために、斜面などを切り取り平らな地面をつくる行為です。

さ | 震度（しんど）

地震が起こったときの、ある地点でのゆれの大きさを表したものです。震源からの距離や地盤の状況の違いなどによって、大きさが異なります。

造成宅地防災区域（ぞうせいたくちぼうさいくいき）

宅地造成に伴う災害で、相当数の居住者などに危害を生ずるもののうち発生のおそれ大きいひとまとまりの造成宅地（附帯する道路などを含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であって、次のいずれかに該当するものです。関係市町村長の意見をきいて、都道府県知事等が指定します。

- ①安定計算によって、地震力および盛土の自重による盛土の滑り出す力とその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの
- ②切土または盛土をした後の地盤の滑動、擁壁の沈下、崖の崩落などの事象が生じているもの

た | 宅地造成工事規制区域（たくちぞうせいこうじきせいくいき）

宅地造成工事によりがけ崩れなどの災害が生ずるおそれがあるとして指定された区域です。区域に指定されると、宅地造成に関する工事について、一定の規制がかかります。

宅地造成等規制法（たくちぞうせいとうきせいほう）

宅地造成に伴うがけ崩れまたは土砂の流出による災害の防止のために必要な規制を行うことにより、国民の生命および財産の保護を図り、公共の福祉に寄与することを目的とする法律です。

宅地耐震化推進事業（たくちたいしんかすいしんじぎょう）

大地震時に、大規模に盛土造成された宅地の被害を防止するため、地震時の宅地の安全性の調査（大規模盛土造成地の変動予測調査）や被害を防止する対策を推進する事業です。

□ 用語集

は | 被災宅地危険度判定制度（ひさいたくちきけんどはんていせいど）

大規模な地震などの災害時に、宅地の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するために、平成9年（1997年）に創設された制度です。判定士が被害状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定します。判定の結果は、危険度に応じた3種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも危険度を識別できるようにします。

表面波探査試験（ひょうめんはたんさしけん）

機械や木製のハンマーなどを用いて地盤に人工的な振動を発生させ、地震波の一種である表面波を測定・解析して、地盤の固さを推定する調査です。

変動予測調査（へんどうよそくちょうさ）

大規模盛土造成地を対象とし、滑動崩落に対する安全性を確認するための調査で、資料調査や現地での土質・地下水・断面形状の調査、安定計算などを行うものです。盛土の面積が3,000㎡以上の宅地もしくは勾配が20°以上の急傾斜地で高さ5m以上の盛土を行った宅地（大規模盛土造成地）を対象としています。

ボーリング調査（ぼーりんぐちょうさ）

掘削用機械によって地中に穴をあけ、土を採取して、地層の構成を調査する方法です。

ま | マグニチュード（まぐにちゅーど）

地震が発するエネルギーの大きさを表すものです。

盛土（もりど）

土地を利用しやすくするために、谷間や斜面などに土を盛り平らな地面をつくる行為およびその際に盛った土で造成された宅地を指します。